

## 第24期 第1回埼玉県社会福祉審議会 議事録

### ◆日時

平成28年10月24日（月）14時00分～16時00分

### ◆場所

さいたま共済会館 501・502会議室

### ◆出席者

（委員）

大久保委員長、菊池副委員長、高橋委員、武内委員、前原委員、山根委員、石川委員、入江委員、遠井委員、長岡委員、黒崎委員、小西委員、松本委員

（県）

田島部長、知久副部長、牧地域包括ケア局長、奥山少子化対策局長、真砂福祉政策課長、渡辺福祉政策課政策幹、加藤社会福祉課長、金子地域包括ケア課長、谷澤高齢者福祉課長、荻原障害者福祉推進課長、末柄障害者支援課長、岡村福祉監査課長、今泉少子政策課長、榎本こども安全課長

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 出席者紹介

### 4 委員長の選出

委員の互選により大久保委員を委員長に選出

### 5 会議の公開について

原則公開、傍聴人1人

### 6 副委員長の指名

菊池委員を指名

### 7 議事録署名委員の氏名

遠井委員、長岡委員を指名

## 8 専門分科会委員及び審査部会委員の氏名

別紙「民生委員審査専門分科会委員」及び「身体障害者福祉専門分科会委員指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）等審査部会委員」のとおり指名

## 9 議題

（大久保委員長）

ここから次第9の議題に入ってまいりたいと思います。

### （1）社会福祉法人制度改革の「地域における公益的な取組」等について

（大久保委員長）

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

<資料1-1、1-2に基づき説明>

（大久保委員長）

ありがとうございました。

社会福祉法人の公益的な取組ということで、埼玉県の独自事業に関する点を中心に説明していただきましたが、どういったところからでも結構ですので、御質問、御意見等を頂戴できればと思います。

入江委員、お願いします。

（入江委員）

資料1-1の4ページ、「(2) 実施体制」の「イ 参加する社会福祉施設」のところで、今年度8月31日現在の参加法人数と何か所という数字をいただきましたが、これは全法人でどれくらいの参加割合なのか、その種別も分かれば教えていただきたいことと、もし、参加されないということの明確な理由等がお分かりになるものがありましたら、教えていただきたいと思います。

（大久保委員長）

ありがとうございました。

資料1-1の4ページに関連してでよろしいわけですね。

（入江委員）

はい。

（大久保委員長）

そちらの前年度比という考え方でよろしいですか。

(入江委員)

いえ、前年度比ではなく、現在の参加割合ですね。全法人に対してどれくらい参加されているのかという。

(大久保委員長)

全法人に対して、どれくらいの法人が参加をしているか。

(入江委員)

はい。

(大久保委員長)

ということと、それから参加を、逆にしていない何か明確な理由が把握できているかという2点についてということですね。いかがでしょうか。

(社会福祉課長)

内容が少し細かい話になっております。今日、社会福祉協議会の担当者もまいっておりますので、そちらから説明をさせていただきたいと思っております。

(社会福祉協議会)

埼玉県社会福祉協議会の吉川と申します。細かい内容ですので、私から説明させていただきます。

まず割合ですが、法人数と、あと施設数と、それぞれだいたい2割くらいの加入率になってございます。それから、加入しない理由ということですが、この事業に参加するには2つの大きな要件がございます。1つは拠出金をお支払いいただくということ。もう1つは、各施設に相談員さんを置いていただくという2点です。

そういう意味で、お金の問題もあるんですが、あとは相談員をその施設に必ず置かなければいけないという部分で、なかなか参加できないという施設が結構あるというふうに聞いております。以上でございます。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

種別とおっしゃっていらっしゃいましたかね。こういった種別の施設の割合が高いかという御質問もあったかと思っております。

(社会福祉協議会)

種別でいいますと、まず老人福祉施設についてはだいたい3割強く

らの加入率でございます。それから障害者福祉施設についてはだいたい12%くらいというところになっております。その他ということでは、特にやはり保育所などの加入率が低いんですが、保育所・児童養護施設なども含めまして、だいたい5%くらいということになっております。以上でございます。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

それで平均すると20%くらいというところになるということですね。加入しない理由は、その加入条件と関連しているのではないかというお答えになっているということですね。拠出金のことと、相談員を置く、これはそこに専従する、これを主にする職員を置くということですね。

(社会福祉課長)

いえ、兼務でも。

(大久保委員長)

兼務でも構わない。

(社会福祉課長)

はい。ただ、先ほども説明で申し上げたように、訪問をするということになりますので、仕事の割合は、当然、その中ではかなり高くなっているという形になってございます。

(大久保委員長)

分かりました。ありがとうございます。

何か、これに関連してよろしいですか。

(武内委員)

ちょっと1点、いいですか。

(大久保委員長)

どうぞ、武内委員。

(武内委員)

今の御質問とは逆に、参加をするメリット、この辺をお聞きしたいと思えます。

(社会福祉課長)

このあんしんセーフティネット事業は、まさにこの地域における公益的な取組そのものでございます。これまでは任意で実施をしておったわけですが、今年度の4月1日からは、法人の責務として義務づけをされたということでございますので、この取組をやることによって、もうすでに「社会福祉法」の改正に伴う社会福祉法人の責務を実施したということになりますので、そういう面では新たな取組をする必要がないということになります。

(武内委員)

要するに今回決まったことについて、それで義務は果たせるからということですね。

(社会福祉課長)

そういうことです、はい。

(武内委員)

そうすると、やっぱりメリットではないような気もするんですけど、それは。で、加入率が低いという理由にもなるのかなと思います。

(社会福祉課長)

今回、社会福祉協議会がここで実施しております、あんしんセーフティネット事業だけではなく、この地域における公益的な取組は様々なやり方が可能でございますし、それぞれの法人の実情に応じて実施をするということが出来ます。そのため、この事業を選んでやるのではなくて、例えば、先ほども例に挙げさせていただきましたけれども、配食サービスなど、自分の法人でできること、自分のところの人材や能力でできることをやっていただいても構わないということになっていますので、そちらを選択しているという可能性もございます。

(大久保委員長)

今の答えで大丈夫ですか。

はい、どうぞ。

(石川委員)

1点補足というか、私ども社協も関わらせていただいています事業なので、私からも一言申し上げたいと思います。

2年ほど前に、志のある社会福祉法人さんが、自分たちの仕事以外に社会のために役立つことが何かできないかということをいろいろ議論されてきまして、これと同じような類似の仕事大阪府と神奈川

県がやっています、そのことも勉強させていただきながら、まずは生活困窮者の自立支援を働き掛けようということが口火になって始めて、共通する志のある参加者方を募ったという経緯がございます。

そうした中で、生活困窮者の相談に応じて、その人たちにどういうケアをしたらいいかということを考えてときに、大変恐縮なんです、保育所の保育士さんたちにはちょっと得意な分野ではないですよ。

ところが、遠井委員も今いらっしゃるんですけども、いわゆる老人福祉施設の運営をしている皆さん方ですと、そういったいろんな家庭の悩み事を相談したり、あるいはお風呂とか食事に関する設備もすでに施設にあるし、いつでも救済ができるというんでしょうか、福祉の手を差し伸べられる下地もある。

そんなこともございまして、まず埼玉県の最初の取組として、こういう生活困窮者に手を差し伸べる事業から始まったものですから、どちらかという、保育関係の皆さんとか、社会福祉法人の中でもこういうことに得意でないような皆さんについて、参加率が低いという点があるのかなというのは1点思います。

それから、武内委員のほうからお話がありましたけれども、こういったことに対するメリットですが、これはちょっと感情的な話になりますけど、私が耳にしておりますのは、やはり社会福祉を志した各施設の先生方や職員の皆さん方は、決して老人だけに手を差し伸べようとか、子どもだけに手を差し伸べようとか、障害者だけに手を差し伸べようというような志の方じゃなくて、もっと幅広く社会福祉に貢献したいという気持ちを実は持っているんだと。

ただ、自分のなりわいとして、老人福祉施設の門をたたいたとか、保育所に入ったというだけであって、決して保育だけをやっているならば私は満足という形じゃなくて、もっともっと貢献したいという気持ちがある、そういう気持ちもお持ちのようなので、今はちょっと話がまとまりませんが、このあんしんセーフティネット事業をさらに拡大したい、あるいは、先ほど課長さんがおっしゃったように、まったく別の何か切り口で新たな支援ができないか、そんなことの検討が始まっているというところでございます。

すみません、以上です。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

公益事業のところの、県としての1つの積極的な取組というふうに理解をすればよろしいわけですよ。

言ってみれば、社会福祉法人は、もともとそういう性格のものであるけれども、法律上、対象者がそれぞれに規定されているので、そうではなくて、もう少し言えば、地域に開かれている形の公益事業に取

り組む場合に、県としての1つのこういうセーフティネット事業というものがあるので、これによって地域にそれをアピールしていけば、セーフティネットの役割を全県的につくっていくきっかけになるというような理解を私はしたんですけど、それでよろしいでしょうかね。

ということで、これで全部ということではもちろんないということでしょうね。それだけ生活困窮者の問題が、やはり非常に埼玉県としても手を付けるというか、着手しないといけない、法律内だけではなかなかうまく取り組みきれないという実情が背景にはあるというふうに言うことができるんでしょうけれども、ただ加入率はもう少し上げていくようなこととかも、当然お考えになっていらっしゃるということでしょうかね、これは。

(社会福祉課長)

はい、これからまた、そのような形で、法律もきちんと施行されたということもございますので、各法人に対して働き掛けというのをしていきたいというふうに考えています。

(大久保委員長)

ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問等、はい、どうぞよろしく申し上げます。

(前原委員)

よろしく申し上げます。

資料1-1の5ページで、先ほど相談支援・現物給付の実績について数字の説明があったんですが、28年度はまだ途中だということですので、このくらいだとは思いますが、やっぱり、いろんな社会状況とか、いろんな背景で増えていくというか、数字が変化していくと思うんですね。今の時点で、来年、28年度末のことを見据えた形で、どういうふうに推測されているのか。それから、この3年間の経年数字を見て、平成26年から27年の数字を見ても、かなり増えていますので、この増えている背景をどういうふうに分析されているのかということをお聞きしたいのが1つです。

それと、もう1つは、資料1-1の一番最初の説明のときに、1の「社会福祉法人制度改革の概要」の(3)、「財政規律の強化」ということで、この「内部留保を明確化し」という部分の説明のときに、文章でずっとたどられながら説明されていたのが、ここで「内部留保を」という言葉を使わないで、細かいですけど、剰余金とか、言葉を変えてお話をしたんですけど、この制度ができるときに、やっぱりこの内部留保の問題でずいぶんいろいろ議論があったと思うんですね。

何ていうんですかね、内部留保を蓄積するなどいっても、他の社会

福祉事業に投資されている部分は、逆に活用されているから、残りについても、将来の施設の建て替え費用として、合理的に説明可能な部分が多いけど、必ずしも、内部留保の額だけで一律には論じられないとか、いろいろな議論がありまして、その内部留保という表現自体が、やっぱり、事業所が結局は必要なものとして、ため込んでいるわけではないので、この表現はおかしいんじゃないかという議論もあったと思うんですけど、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

大きく2点、まず1点目で、資料1-1の5ページのところですが、28年度末に向かったの見通しと、3年の経年変化を見ていて、増えていくであろう傾向は見えているけれども、その辺りの背景についての御説明が1点。それから、もとへ戻りまして、法人制度改革の財務規律の強化の、内部留保を巡るさまざまな論点については、今御披露いただいたんですが、まず1点目のほうをお願いしたいと思います。

(社会福祉課長)

すみません、先に2点目のほうから、御説明をさせていただきます。

私、先ほど剰余金という言葉を使いましたけども、法律上の正しい言葉はここに書いてございますが、社会福祉充実残額という言葉を使っております。内部留保と申しますと、法人が将来使うお金を考慮していないという形になってしまうということで、こういった言葉が使われておりますので、何て言うんでしょうか、内部留保があったとしても将来、例えば、施設の建て替えをする経費を当然積まなければいけないですし、新たな社会福祉事業を法人の目的に沿って展開していくということになれば、そういったことにも充てていくとして、その残ったお金という意味で、社会福祉充実残額という言葉が使われているということを、ちょっと御理解をいただければというふうに思っています。

これがどの程度出るかということにつきましては、まだ詳細、国のほうで具体的にこういう形で計算をして、こういうふうに算出してくださいということが出ておりませんので、それが出てまいりましたら、それを各施設のほうに通知いたしまして、検討をお願いするという形になっていくかなというふうに考えております。

それから1点目、資料1-1の5の関係でございますが、27年度がちょうど丸々1年をやった実績ということになっております。28年度は4月から8月でございますので、5か月間の実績ということでございます。これを御覧いただくと分かるんですが、ほぼ相談支援件数は横ばい、年間ベースで見ますとほぼ横ばいという形でございます。



それから現物給付につきましては、もうかなり下がっているということもございまして、次の6ページの相談の内容であるとか、年齢構成を御覧いただくと分かるんですが、やはり経済情勢がやや落ち着いてきているということもございまして、相談をされる件数も、今のこの事業の仕組みであるとすれば、横ばいか下がる可能性もございます。

ですから、今後の事業展開、7ページにもございますけども、緊急的な支援だけじゃなくて、安定的な生活が継続できるよう、就労に結び付けるような方策みたいなものを新たに検討していかなければならないですし、あるいはもっと、別の切り口といったことも、皆様の御意見も様々にお聞きをしながら、検討していくということになるのかなというふうに考えております。以上です。

(大久保委員長)

いかがでしょうか、ただ今の御回答でよろしいですか。

(前原委員)

今後の予測は。

(大久保委員長)

今、横ばいというようなお話で。

(社会福祉課長)

ほぼ横ばいであろうかなというふうに考えております。

(前原委員)

ありがとうございます。

今のことで、経済的に落ち着いている傾向であるのではないかなというように認識をされているということに、ちょっと私は本当にそうかなというふうに思う部分があるんですね。先ほどの、相談のない落ち着いている部分、現物給付のことについての部分でのことだと思っておりますけど、でも、相談者の男女比とかの説明の中で、男の人たちが、それこそ家庭での大黒柱にならなくちゃいけないような男性の方たちが、非正規雇用とか、そういう状況の中で、男性の相談が増えているのかなというふうに私は見たんですけども。だから今、経済的に安定しているんじゃないかなという部分について、ちょっと違うのではないかなと思うんですが、お願いします。

それからあと、内部留保の表現について、社会福祉充実残額という形になっているという御説明でした。必要な経費を使った後のものという、より内容に正確な部分として、表現としてこうなったということなんですけど、結果的には、いろいろお話を伺っていると、先ほど

の社会福祉に携わる方たちの精神じゃありませんが、やっぱり自腹を切ってまでもやっていかなくちや、やらざるを得ない状態という、かなり厳しい状況があるというのを聞いておりますので、その点について、きちんと対応していかなくちやいけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(大久保委員長)

お願いいたします。

(社会福祉課長)

まず1点目でございますけども、今、委員がおっしゃられたとおり、現物給付がかなり減っているというのは、確かに、緊急的に必要とされる方が少なくなったというのが実際というところで、私申し上げたところでございます。

もう1点、相談の内容として、失業というのが圧倒的な割合を占めておりますので、当然のことですけれども、安定した職についていただくという支援が重要になってまいります。ただ、その点につきましては、こういった仕組みだけではなくて、「生活困窮者自立支援法」という法律の中で、総合的な支援をすでに行政としても実施をしておりますものですから、そのこの事業とこの事業というのは、有機的に連携をして進めていく必要があるだろうというふうに考えております。で、どういったことが、じゃあ、その法律の枠外でできるのかということにつきましては、もう少し詳細に詰めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

それから2点目の件につきましては、先ほども申し上げましたけども、まだ国が詳細な社会福祉充実残額についての計算方法なり、手法なりを示してございませんものですから、それを踏まえてということになりますけれども、この(3)の財務規律の強化に関します再投下可能財産につきましては、かなり厳密に国も捉えていくということを言っておりますので、それを見ながら、今後その方法についての働き掛けしてまいりたいというふうに考えております。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

(遠井委員)

現場で動いている立場からお話させていただきます。関わった実例では、やはり失業で困っている方、母子家庭で困っている方とそれぞれですが、表から見て、現物給付の中で、少なくなっているという金

額的な面からいくと、実はフードバンク、それから私たち携わっている者が、自宅に余っているもの、お米であったり、家電製品だったり寄付という形で提供しているという部分の中で、金額的な部分で下がるということだと考えます、光熱費等が1番問題。家賃、光熱費、そこが1番大きく膨らんでいる部分だと思います。

やはり継続的に相談に乗っていくという部分の中では、就労支援、できることならば、本当に失業で困っている方、それから母子家庭で困っている方たちを就労支援につなげていくことが1番理想かなというふうに、セーフティネットの運営会のほうでも話が出ています。

(大久保委員長)

貴重な御意見ありがとうございます。

失礼しました、先ほどお手を上げていらした、はい。

(松本委員)

和光市の松本です。遅れまして失礼しました。ちょっと途中から聞いたので、もしかしたら先に説明があったのかもしれないですけど、あんしんセーフティネットの実施のうち、保育園等の児童関連の法人が5%ということで、逆に言うと社福でも2種類あって、要するに老人施設とかやっている大規模な社福さんというのは、かなり財政基盤も強い、固いというところがあると思うんですけども、保育園、例えば単独の保育園1園やっているような社福さんですと、なかなかこの責務を果たしていくに当たって、単独で役割を果たしていくというのが難しい可能性があるなというふうに思っております。

その中で、例えば1つの園としては、このあんしんセーフティネット的なところには加入できないけれど、ある程度、何ていうか、合同でやるとか、何かそんな形で役割を果たせるような、そんなプラットフォームみたいなものがあると、そういうあまり財政基盤的に強くない社福でも、その体力に応じた役割が果たせるのかなというふうにも思ったりもしているんですけど、何かそういった取組ができないものかと思いますが、その辺りいかがかと思ひまして。

(大久保委員長)

ありがとうございます。

(社会福祉課長)

先ほど遠井委員のほうからも少し話が出たところでございますけれども、これまでにやってきた事業のスキームを一部、やはり変えていく必要がある。皆さんの御意見もそうですけれども、変えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

これまでのこの取組というのは、家庭に出向きまして相談をさせていただいて、必要な現物給付をして寄り添いながら、様々な制度を活用できるように支援をしていくという取組でございました。こういった形ですと、保育所なんかは、なかなか手掛けづらいというのがございますものですから、そういった保育所さんみたいなところが入りやすいような事業展開というんでしょうか、そういったことも改めて構築をし直していくことが重要だというふうに考えておりますので、社会福祉協議会を中心として、今後検討をしていくのではないかとというふうに考えております。

(大久保委員長)

ありがとうございます。

ちょうど遠井委員さんと松本委員さんとおっしゃっていることがつながって、地域の方たちが具体的に手を差し伸べるといって、あまり好きな言葉じゃないですけど、このセーフティネット事業に加わるということ以外に、もう少しできることを仕掛けていく、これが1つのきっかけになるというふうなところでは、今プラットフォームみたいな新しい御提案もありましたので、これをきっかけに、また新しい形への、皆さんが入りやすくして有効な手だてというものに結び付いていければということで、ちょうどお二方が同じように現状を御紹介くださったので、大変、意見、議論も深まったかなというふうに思っているところです。ありがとうございます。

それでは時間もございますので、少し先へ進めさせていただきたいと思いますが。はい、ありがとうございます。

## (2) 社会福祉施設の防犯対策について (報告)

(大久保委員長)

それでは引き続きまして、社会福祉施設の防犯対策ということで、資料の、これは2になりますでしょうか、よろしく願いいたします。

### <資料2に基づき説明>

(大久保委員長)

ありがとうございました。

大変不幸な事件で後への影響も大変大きいものがございますけれども、ただ今の御説明、報告につきまして、引き続き皆様からいろいろ御意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。

では、先に長岡委員さん。

(長岡委員)

御説明ありがとうございました。発達障害福祉協会のほうで参加させていただいております長岡です。

この事件につきましては、多方面からいろんな話し合いが今持たれているんですけども、先ほどの国の報告に対しては、当事者からとりわけ批判も高いような内容になっていまして、現場の職員としても、じゃあ鍵だらけにするのかと。入れないように要塞をつくるのか、壁を高くするのか、そうした当然の声も上がっています。

それは当然なところとして、国のほうも御検討いただいているところですけども、そもそも大きな施設であれば、そうした対策も1つあるんですけども、障害者支援施設としては、何を目的に施設があるのかといったら、その人が自分らしく地域で暮らしていくための支援をしている場であるわけです。そうすると、理想型として、やはり地域の中で当たり前前に暮らすということを目指しているわけですけども、そうした意味で、グループホームに出ていく人とか、当然1人暮らしとか、あるいは状態が変われば御家族と共にということもありますでしょうし、いろんな形がございますよね。

そうした中で、じゃあ、グループホームにもそういった要塞的なことをするのかということ、非常にいろんな矛盾も出てきていて、とにかくまず大事なところは、防犯ということは大事なんだけれども、過度なそうしたことに走るのではなくて、その人らしい暮らしというのをどう守るのかということ、大事にされるべきであるということ、ちょっとこうした資料の中でも、そうしたものを少し入れていただくと安心感が出るわけなんですけれども、ちょっと、大変にまとまって、趣旨がそこに絞られているものですから、やはりどうしてもこうしたことを言いたくなくなってしまいうわけでございます。

警察の方にも大変御協力はいただいているんですが、実際のところ、警察の方というのは、問題が起きたときに駆けつけるなどの形で、むしろ悪いことをした障害者といいますか、ちょっとやんちゃしてしまう方とか、そうした対応で入っていただいて普段協力いただいていることも多くて、そうしたことを考えると、何と云うか、やっぱり防犯的なというところで強く出てしまうので、障害のある人それぞれを理解するということまでは、ちょっといっていないかなと。その障害のある人を、どのように支援していったら市民として豊かに暮らせるのかということ、一緒に考えていただけるといいかなと思っております。

今差別解消法もありますので、ちょうどそれがスタートしたばかりで、この流れだったので、差別解消については、もう本当に日本国民、障害があるとか、ないとか、まったく何も関係なく当たり前やっていくということですが、もうそのところで、まず当事者さんが

深く傷つかれてしまって、まず、この話題を避ける方がむしろ多いよう  
うです。あえて避ける、あるいは、もう施設は利用しないから、せ  
っかく通っていた通所施設をやめてしまうとかという例も出ている  
そうでございます、本当にそこは私たちがもう1回当たり前の支援  
の中で安心感を持たせてあげたいな、持たせられるような、しっかり  
とした仕事をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いま  
す。

(大久保委員長)

大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

おっしゃること1つ1つ本当によく響いてきたものがありました  
けれども、お手を上げておられた、黒崎委員さん。

(黒崎委員)

この神奈川の事件は本当に痛ましい事件であり、マスコミも大々的  
に報道し、加害者が元職員であるということで特にクローズアップさ  
れました。国も県も迅速に対策に動いているのは良いことだと思いま  
す。ただ、私は加害者を擁護したり弁護するつもりは毛頭ありません  
が、この事件への対応として、防犯カメラを設置するハード面の整備  
や、マニュアルの作成というような防犯対策だけでなく、資料2ペー  
ジに書いてあります「職員のメンタルヘルス対策の強化」ということ  
も大事ではないかと思えます。

話題は少しそれますが、私は、桶川市で子育て審議会の会長を拝命  
していた時にも、児童虐待の話題になると、加害者で一番多いのは御  
承知のとおり実母であり、なぜ我が子に実の母親が手を出してしまう  
のか、手を出さざるを得なくなった原因や理由を取り除く母親支援が  
重要だということをよく話していました。

話を戻すと、何度も言うように元職員であるこの加害者は、別の理  
由もあるので、擁護するつもりはまったくありません。しかし、障害  
者施設や高齢者施設、保育園などで働いている職員の給料や待遇など  
の労働条件改善が今、社会問題になっているように、こういう施設で  
働いている職員に対する支援やメンタルヘルス対策の強化も重要だ  
と思ったんです。県でも検討されているというので、是非、こういう  
面についても進めてほしいと思えます。県が41か所の施設を調査さ  
れたとのことですが、こうした施設で働いている職員の方たちは業務  
上のストレスが相当たまり、次の事件を防止する意味でも、職員のメ  
ンタル対策などについても御配慮いただくことが有効ではないかと思  
うんです。

施設職員に対するストレスチェックや個別面談等と資料に書かれ  
ていますが、他にも研修や教育なども含めたソフト面への対応につい

て、県で何か独自に考えておられるかお聞かせいただければと思います。

(大久保委員長)

いろいろ御意見をいただきながらですが、最後、質問として受け止めてよろしいですか。はい、ストレスチェック等の面での、何か独自の取組はありますかという御質問ですが、どなたか。

(社会福祉課長)

今把握をしている限りにおいては、独自の取組というのは、特にはやっておりません。研修は、例えば社協が実施しておりますけれども、ストレスチェック等につきましては、各施設の判断で実施していただいているということになっております。ただ今回の事件を踏まえまして、マニュアルの中には、そういったこともきちんと定期的にやってくださいということでの依頼はしておりますので、今後増えてくるのではないかなというふうに思っております。

(大久保委員長)

ありがとうございました。  
他に何か御意見等、どうぞ。

(前原委員)

どうもありがとうございます。今の先生方のお話を伺っていて非常に個人的な話で申し訳ないですが、私の母はグループホームに入っています。父は特別養護老人ホームに入っています。それぞれ、そういう施設を見ますと、1つはやっぱり病院と連携して、提携してやっているの、それは1つの安心にもなっている。それからあと、もう1つは全国的なチェーン店みたいな形で、財政基盤がしっかりしているというのがあるのかなと、今お話を聞きながら思ったんです。というのは、両方の施設はとても職員の人たちががんばって親身にやってくださっている。

先日も施設の女性職員が、自分が小さいときからおじいちゃん・おばあちゃんに育てられたから、おじいちゃん・おばあちゃんたちが年を取って非常に頑固になったり、わがままになったりしても、それはそれで受け止められるし、一緒にいることが好きなんだと言ってくれたんですね。ですから、夜になると、うちの母のところに行って、何かいろいろと話をしてくれる。そんなことしていて、ほかの職員さんに迷惑を掛けるんじゃないのかなと思うんですけど、そんな形で私は、今もう90過ぎた父と母ですけど、幸せなところで過ごさせていただいているなと思っています。

その職員にお聞きしましたら、やっぱり週休2日ということと、きちんと職員体制とお給料がそれなりに保証されているということが、続けられる秘訣かなというお話をされていまして、やっぱり研修に行くにしても、そういう人が研修に行くときに、現場に職員がいなければ駄目なわけですので、そういう体制というのをきちんとして支援していくという、それからチェックしていく、その現場がどういうふうになっているかというチェックをしていくというのが大事なというふうに、今お話を伺って思いました。

それで、すみません、今回の事件というのは、本当に世間を震撼させて、国民の皆さんの中に、優生思考というんですかね、弱い者に対する、それから、人間に優劣をつけるという、そういうところは、どうしてもはびこってしまう社会的背景があるのかなというふうな思いをしております。そここのところの人権意識というものも、教育というか、意識を広げていくということが社会的には大事ななと思います。

1つ質問なんですけど、先ほど、元職員の起こす事件が多いというふうにおっしゃったんですが、あっ、そうなのというふうに思っちゃったんですけど、すみません、それについてちょっとお聞かせください。

(社会福祉課長)

すみません、私もいくつかしか存じ上げておりませんが、川崎で起きました有料老人ホームで入所者を投げ落としたという事件がございました。あれも元職員です。私はそれが頭にあったものですから、今申し上げましたけども、もちろん全てということではございませんので、すみません、言葉としては足りなかったので申し訳ございません。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

なかなか難しい問題なんだと、私も思っているんですけど、もう少し何か皆様の御意見をいただけましたらと思いますが、いかがですか。

最初に長岡委員さんがおっしゃっていた防犯という観点と、暮らしやすさというのか、その方々の個別個別の人権が実現するための地域の暮らしを両立していく手立て、これ、学校の乱入事件があったときも地域に開かれた学校なのか、閉める学校なのかということで、あのとき、やはりずいぶん議論がありました。全国的に学校の平和、国庫補助で増えたというのが、記憶に新しいですけど、これで確かに要塞という言葉までお使いになっていくくらい、厳しいところは防犯カメラなどを非常に付けて、むしろ保育関係のほうが、それは配慮してい



るかなという気がします。事務室で置いてあるところ、結構多くなってきたかなというふうに思いますけれども。

この要塞という言葉、非常に今グサッと、そのとおりでと思う部分があります。これに関してはまったく同じ考えで、どのようにしたらということと、あと、やはり警察の方との連携とあるんですけど、警察の方も障害関係とか、認知症関係、このごろよくお勉強してくださっているとは思いますが、やはり急に知らない方が来られると、障害の方もびっくりしちゃうというか、逆に混乱してしまうときもあったりとかで、なかなかこれが難しい。

だから、やっぱり何かの抑止力というのをどこでつくっていくんだらうという問題に、どうも行くような気がしてならないんですけどもね。防犯ということだけは、どうしても、本当にこういうふうにクローズアップされてしまうので、カメラはありますか、マニュアルありますか、いや、危機管理マニュアルの、またそのマニュアルはどこかにあったかなとか、こういうのをつくっておきなさいみたいな項目がどこかに書いてあったっけかなと、今思いながら聞いていたんですけど、マニュアルをつくることから非常に大変。

震災のときのマニュアルについてですが、3・11のときにたまたま私も実は経験したんです。ある施設に巡回に行っていて、2か所行ったんですけど、1か所目と2か所目でまったく対処が違うんです。揺れた日の揺れている最中にどう動くかという点、少し収まってからもう1か所見に行ったら、そこは全然違うことをやっていました。しっかりしているところと、まあ普通というのかな、普通に考えていたんだろうくらいの感じのところと、相当やっぱり、訓練しているところの成果は出るものだなと、そのとき非常に思った覚えはあるんです。

ただ、こういったことになってくると、かなり対人的に難しいので、こういった防犯ということに言葉が踊るのが、現場としては、あるいは私たち教育機関としては、そういう防犯が必要なところに働きに行くというふうに、ちょっと学生にあまり言いたくないという部分も含め、何か少し御意見、皆様から伺えればなというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

(長岡委員)

よろしいですか。

(大久保委員長)

お願いいたします。

(長岡委員)

鍵ということに関しては、障害者支援施設のほうは、ほとんど鍵は最近はもうしていません。大きな時代の流れで、昔はほんと要塞みたいな施設から出発したんですけれども、今はもう全然違って施設の規模も小さくなっていますし、自由に出入りができる。むしろ、自分たちはそちらのほうが地域に開かれ、そして風通しがよくて、ボランティアさんも出入りしてくださって、近所の人も「空き缶持ってきたよ」と持ってきてくれるような。やっぱり、それを理想としてきたんですが、ただ、じゃあ、それでいいかといったら、もちろんこうしたレアな事件もあるということで、最低限何を心掛けるかといったら、やっぱり普段見慣れない人が玄関先に現れて、どうもウロウロしているとか、そうしたことに違和感が持てるぐらい近隣の人と声を掛け合う、あいさつをし合うみたいな、まずそこがベースの1番大事な、何て言うか、垣根、良い垣根と言いますか、自然の、心の垣根、自然な形で声を掛け合うということが、まず大事なんだろうなとは思っています。

あと、やっぱり今、この間、鳥取でも地震が起きましたけれども、正直、さいたま市でも市民会議などやっているんですが、申し訳ないけれども、防犯も大事だけれども、もちろん気にはしているんだけど、防災対策を早くしてくれという、結構切実な声も上がっている。合わせて福祉避難所は、協定は結んでいるんだけど、訓練は何もしていないという、ちょっと実情も透けていますし、そうしたことも合わせて、防犯、防災を兼ねた訓練とかが、もう少し総合的に包括的にできるといいかなというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

(大久保委員長)

お願いします。

(社会福祉課長)

地震に関しては、実は防災計画というのは各施設つくらなければいけないことになっております。ただ、訓練が十分にできているのか、あるいは本来避難すべき避難所がどういうふうになっていて、そこがきちんと開設できるか、この辺は確かに大きな課題であるかなと思っています。

また、防災の関係で、この間、岩手のほうで水害があり、グループホームでたくさんの方がお亡くなりになられたということがございました。こちらにつきましても、国からの通知もございましたけれども、取り急ぎ私どものほうも、施設のほう、やはり防災となりますと、火災だけが実はどうも各施設は計画としてできておまして、水害で

あるとか、地震のほうの対応が十分でなかったということもございませぬものですから、やはりマニュアルの作成について対応をお願いしました。

また、ただそれだけではなかなか実効性のあるものはできないということもございませぬものですから、作成の手引きを合わせて送付させていただいて、市町村の防災担当部局によく意見を聞きながら、訓練のところも意識をしてつくっていただくようお願いをさせていただいたところでございます。

国のほうからは12月末に、どういう実施状況になっているかということについての照会が来るということになっているものですから、それまでには各施設のほうに対応してほしいとお願いしたところでございます。そういった形のこと、やはり防犯のほうについても本来はできるようになればいいのかなというふうに思っておりますけれど、今のところまだ、先ほど長岡委員のほうからも出ましたけれど、本来施設を閉鎖するというか、閉じ込めるという形のことを考えているわけではございませんので、こういったものが実効性があるものなのか、福祉施設が開かれた施設として運営をしていく中で、何かあったときに十分対応できるかということについては、やはり少し議論をしていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、そこも含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

(大久保委員長)

ありがとうございます。

何か、これに関連して、お願いいたします。

(高橋委員)

ありがとうございます。

防犯に関係しまして、施設の整備と言いますかね、施設の機能の強化とか、また警察との連携とか、いろいろありますけど、あまり、そんなに深く突っ込んで考えなくてもいいんじゃないかという、ちょっと乱暴な話、しますけども。

そんなに防犯が問題になるのかなという素直な思いがちょっとよぎりました。先ほど来、職員の方のストレスとか、働く上での、その辺はちょっと私なりの考えもあります。というのは、例えばその施設で、エクステリアとか、インテリアのグリーンですとか、心の安らぎというのかな、働いていて、人と人との、長岡委員さんの御近隣の方とかのお付き合い、それ、いいですね。そういうのを含めて、働く上での、冷たさじゃなく、柔らかさというか、心のゆとりが出てくるような。

例えば、この部屋に今インテリアは、グリーンはないよね。これが

例えばジャングルのようにグリーンがあったら、どんな気持ちになるかなと思うんです。やり過ぎはともかくとしても、そのような切り口なんかも少し考えたらいんじゃないかなと、ふと思いましたので、それ、どう思うか聞いてみたいかと、どうでしょう。

(大久保委員長)

斬新な御発言、御意見ですね。でも、働く環境というか、人が暮らす環境ですから、施設というよりは。どなたに聞いてみたいんでしょうか。

(高橋委員)

そうねえ、どの人が……。

(大久保委員長)

どういたしましょう。

(高橋委員)

じゃあ、部長さんから誰か指名してください。よろしく願います。

(大久保委員長)

では、福祉部長、よろしく願います。

(高橋委員)

部長でもいいんですけどね。

(福祉部長)

今高橋委員から貴重な御提言をいただきました。人が働く環境はどういうものがいいのか、ストレスがたまらなく、職員が快適に働くことができるのか。これにつきましては、現場を管理されている、いろんな高齢者でありますとか、障害者施設の団体等もありますので、そういうところとよく協議をさせていただきたいと思っております。委員、よろしいでしょうか。

(高橋委員)

やっぱり、1つの切り口としては、働く環境の改善と言いますかね、改善じゃおかしいね、良くするということは、それも1つの防犯につながってくるんじゃないかと思っておりますので、今ちょっと私もグリーンについて、緑、緑化について非常に関心を持って勉強をしていますので、ちょっと関連したので付け加えさせていただきました。よろしく

お願いします。

(大久保委員長)

本当に貴重な御意見です。いくつか切り口があったと思いますけど、働きやすさというのは、要するに利用者の方の暮らしやすさだと思いますので、そこをやはり各施設も、福祉文化という言葉もずいぶん私も使いましたけれども、考える時代に来ているということの1つの切り口がある。要するに防犯というよりは、働きやすい良い環境、抑止とか、防犯ではない、もうちょっと手前のところの、事件などを起こさせない、そういう気持ちを起こさせないというか、そういう部分。

心の垣根と、さっき長岡委員さんがすごくいい言葉をおっしゃってくださったんですけど、それが1番、実は見えないバリアというか、見えないところで非常に役に立つということは、しばしばあります。

やはり何か防災のところ、駆けつけてくれる人が誰だったかということ、調査したりすると、よく出てまいりますよね。日ごろの施設と地域の関係がどれくらいであるかによって、どのくらいの人たちが駆けつけるかみたいなものが、結構調査としても出てきていると思いますので、そういったところとか、あと、建築場所の問題も、この間の流されてしまったところは、今後少し考えていただいたほうがいいのかなと思います。埼玉もいろいろな形状のところがあるので、それも必要かなというふうに思いながら聞いておりましたけれども、いかがでしょうか。ほかに何かこういった、防犯というところに限らず。

ただ確かに火災は訓練が義務づけられて、ずいぶんやっていると思うんです、定期的に。ですけど、それ以上という、提携、ずいぶんしているんですよ、避難所として。私のところも施設があるので、提携しているんですけど、実際起こったときと言われると、正直、どこの方をどうご案内するんでしょうかと言われると、ちょっと考えてしまうというのが正直なところですけど。

余計なことを言っておりますけれども、何かいかがでしょうか、これに関連して。まだご発言のない委員さん、ぜひ一言でも。

(小西委員)

ちょっと感想なんですけれども、やはりこの神奈川の事件は本当に大勢の方が亡くなって大変ショックでした。

私の母も96歳で、何年か近くの介護施設にお世話になった経験があるんですが、そこはいつ行っても会えました。食事に行くと介助することもできましたし、職員さんたちも本当によくやっていただいたので、その働く人たちが足りなくて、なんかイライラしたりとか、そういうこともあると思うんですけども、環境が整ったところで、とてもいい施設もあるということも経験として、ちょっとお話をさせていた

だきました。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

(菊池副委員長)

とてもいい議論がなされていると思っているんですが、今委員長もおっしゃったと思うんですけども、1つ防犯というふうなことを考えたときに、今回の事件を冷静に受け止めて、そして施設に入所していらっしゃる方たちの命を守る、それが今回は、前に働いていた方が加害者であったわけですけども、不審者から命を守るというような観点からの取組というのが、これを機会にできたらいいのではないかなということを1つ思いました。

それから、利用者の方たちの命を守るということを考えてときに、防犯、その対策ということで41の施設を今回調べていただいたわけなんですけれども、これ、全ての合計で、「行っている」「おおむね行っている」「行っていない」という形で5項目ございます。このことは、これはやっているけれども、これはやっていないというような形であったのか、それとも、やっていないところは、まあ大体やってないとか、そういうような形で差があったのか、その辺りをお聞かせいただけたら、ありがたいと思います。

(大久保委員長)

ありがとうございました。では、お願いいたします。

(社会福祉課長)

資料2の現状・課題のところ、表の回答が3段階に分かれているところの整理の仕方でございますが、例えばマニュアルの作成について言いますと、実を申し上げますと、ここの「おおむね行っている」というのは、防犯対策については行っていないところがほとんどでございます。それ以外のところの、これは危機管理マニュアルでございますので、防災以外のところも含んだマニュアルになっているということで、回答をしていただいているということもございますので、一部不十分なものについては、「おおむね行っている」というような回答になっております。

あるいは防犯カメラとか、システムなどハード系のほうについては、数が自分たちが考えているよりは少ない、十分ではなかったというところについては、「おおむね行っている」というような形でございます。

それから、警察の協力を得た防犯訓練については、回数は例えば1

回ぐらいはやったけれども、十分じゃなかった、すべての職員が訓練に参加していなかったとかいうようなことを含めて、「おおむね行っている」というような形で回答してきていただいた施設があるということでございます。

(大久保委員長)

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

まだ御発言いただいていらっしゃる委員……よろしいですか、何かございますか。せっかくですので、よろしければ。

(山根委員)

感想になってしまうと思いますけれども、職員のメンタルヘルス対策は、黒崎委員からの発言にございましたが、おっしゃるとおりすごく重要なんじゃないかなというようにずっと感じておりました。やはり、ハード面だけじゃなくて、そういうソフト面からの対策ということも重要なんだなということを感じかせていただきました。

それから、警察、行政、地域との連携の強化ということですが、地域性によると思うんですが、やはり地域との連携がうまくいっていたり、地域とのつながりが強いところというのは抑制効果も生まれ、犯罪のようなものも起きにくいんじゃないのかなと思います。私の地元も非常に地域活動が活発で、地元外から誰か知らない人が来ていたらすぐ分かります。様々な情報の共有化も比較的できています。

(大久保委員長)

どうもありがとうございます。

はい、御発言ですか。

(遠井委員)

障害者福祉施設の長岡さんと同じように、やはり地域に開いてあるのが当然という部分の中では、この防犯に関しては、とても、私たち職員間でも話し合いをした結果、やはりなかなか難しいところがあるねと。いつでも、誰でもが入れる状態で作ってあるという部分の中では、職員が働きやすい環境というのをつくる、それがやはり必要だということでは、癒やしの場的なものをつくったりとか、利用者さんも含めて、先ほどの緑化ではないんですけども、もちろん緑化も含めて、施設の中に安らげる絵であったりとか、利用者さんがつくった句であったりとかいうものを配置して、誰もが見られるというような状態を、その環境づくりというのをやっています。

それから、これ、早速いろんな話の中で、地域との関わりがものすごく大事だよねという中で、ある県で、その施設を建てることから地

域との関わりをものすごく深く持っていて、いろんな会議にもその地域の方たちを呼んで、一緒に介護していく。だから、例えば施設に入所をしても、高齢者福祉施設に例えてしまうんですけども、入所してしまうとなかなか家族も面会に来ない。1年に1回も来ないという利用者さんもあるという中では、これをサポートするのが職員であって、ボランティアさんであってという部分はあります。

そんな中で、地域との関わりというのがものすごく大事で、なるべく外にも連れ出し、例えば、自分が住んでいたおうちの近くまで連れて行って、そこがどうなっているのかというのを見ていただく、感じていただくというような行動もしていこうというような、これはまだ計画ではあるんですけども、そういったことができ、本当に地域と関わっていければいいかなというふうに思っています。社協も含めて一緒に市も巻き込んでやっていけたらいいなと。

これ、今、個人情報的なものも入ってくると、そんなことをされても困る、来られても困るというようなことになってしまい、私たちも個人的なことの中で、介入していくのがなかなか難しい。やはり県も市も含めての地域との関わりというのを持っていけたら、これが理想だろうなというふうに考えています。

(大久保委員長)

ありがとうございました。

入江委員さん、在宅ですとか、1番それこそ防犯的には、そういう事件もあったような気がしますのでお願いします。

(入江委員)

私たちはケアマネジャーなので、1人暮らしの方、老老世帯とか、認認介護も含めてですけども、御自宅はやはり、ものすごく個性豊か、良くも悪くも個性豊かで開けっぴろげになって、「夜も施錠しないわ」というところもあれば、窓ガラスの鍵が壊れていて、「いつでも誰でも入れるよね」というところもありますし、あるいは、本当に入るたびに二重ロックをして、「あなた、帰るとき、また開けてあげるからね」みたいなおうちもあるので、そういう落差が本当にあるなということは、非常に感じています。

ですから、私たちが行くと、私が帰るときは、鍵は閉めてくださいなということは申し上げますが、それはやっぱり限界があって、お隣近所の目だなということがすごく感じられます。その方が地域から孤立していないということが、1番の防犯上の対策だなということは思っているのですが、そこが俗にいう、ごみ屋敷だったり、ちょっと個人的な、閉鎖的な方だったりというときは、どうしようかなと思いますが、関連機関の連携ですね、やっぱり。行政とか、地域包括支援セ



ンター、社協さんとか、特に民生委員の方とか、そういう方といかに連携をして、お互いが顔を見えるようにして、いつでも何かあったら、「ここに連絡すればいい」を確実につくろうということは話しているんですが、なかなかちょっと、思うようにならないというところもあります。

おうちが閉鎖的かどうかはパッと見て、皆さんもお分かりになる雰囲気というのがおありになると思うので、そういうところは個人情報、本当に遠井委員さんがおっしゃったように、個人情報の問題があるんですけども、何度も足繁く通っていると顔見知りになれるので、そこで世間話から、時間はかかるけど、その辺から顔見知りの関係を私たちもつくろうかなというような思いで、個人個人の地道な努力になってしまいますが、そういうふうに思っているところです。

もう1つは、在宅を訪問する私たちもそうですけど、私も勤務先は法人ですので、内部の職員の思い、重篤な介護をする立場の職員さんたちとも話すときに、埼玉県独自のこの職員のメンタルヘルス対策の強化ということをも、ものすごくありがたいなというふうに聞いておりました。ストレスチェックを行うことで自覚ができるということもあるので、ほかからの目だけではない、自分の自覚を促せるというところも、このストレスチェックの利点だなというふうに思いました。ゆくゆくは、その結果を、何らかの形で法人に反映させていっていただければ、法人運営の改善に向けていただけるような職員と雇用側のお話し合いとか、そういう形態までもっていけるようなことができればいいなというふうに感じました。

(大久保委員長)

大変貴重な意見をいろいろとまとめていただいたようで、ありがとうございました。先ほど、副委員長がおっしゃいました命を守るという、そこはまず第1点、原則、揺るがすことのない原則としつつというところで、今いろいろ御意見をいただいて、防犯ということのあり方と、それから、地域に開かれているところとの両立という辺りに、話がだいたいまとまってきたかなと思いますが、何か言い残して、これはというようなこと、ございますか。

はい、どうぞ。

(武内委員)

意見のようなものですけど、こういう防犯対策というのは、ああいう事件が起きて、その対応をばあっとやっているんですが、そうすると、また時間がたつと忘れてしまうというか、意識の中の非常に小さな部分になってしまうわけでありまして。

こういうのは、マニュアルを整備するのも大事なんですけど、結局、

その施設の人たちがその意識をどのくらい持てるかというのは、結構大変なところだと思います。どの程度行政で指導されているか分からないですけども、例えば年間必ず1度は、そういう部分の気づきというか、何かチェックなり、意識をしていただくような、そういうふうな、何て言うんですかね、仕組みというか、やり方をしていただいたほうがいいかなと思います。

(大久保委員長)

どうもありがとうございました。

時間の関係もございまして、この辺りで審議終了というふうにもっていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

## 10 その他

(大久保委員長)

最後、その他、福祉全般、施策全般ということで、ご意見等を賜ることがございましたら、お手をお上げいただければと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今日は大変貴重な時間を過ごさせていただきまして、御意見、いろいろな大変前向きな御意見、それから、1つ目と2つ目が最後つながるような御意見をいただきながら、まとめてくることができたかと思えますので、皆様の御協力に感謝いたしまして、事務局の方々にはぜひ、ただ今の御意見等を踏まえて、今後の福祉施策の推進に反映させていただければというふうに念じる次第でございます。

それでは、これもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。会議の進行に御協力いただきましたことを本当に心から感謝申し上げます。活発な御議論、ありがとうございました。